

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第 38 集 (2006年度) 2007年 3月発行 : 337-351

戦後日本における大学入試の変遷に関する研究 (1)

—臨時教育審議会 (1984~1987年) 以降を中心として—

大 膳 司

戦後日本における大学入試の変遷に関する研究（1）

—臨時教育審議会（1984～1987年）以降を中心として—

大 膳 司*

はじめに

戦後日本の大学入試改革は、その頻繁さ故に、猫の目に例えられることがある。

この頻繁に変化する大学入試改革は、直接的には、国内の大学を取り巻く状況の変化によって生じている訳であるが、その他に、初等・中等教育制度改革、経済諸団体からの要請、政府による社会設計の変化、等もその要因として関係していると思われる。

本研究では、文部科学省が次年度入学者を対象とする大学入試のあり方について大学に通知する『大学入学者選抜実施要項』の内容の変更を中心として、臨時教育審議会以降の大学入試の変遷とその背景について考察し、今後の入試改革を考える際の基礎資料とすることを目的としている¹⁾。

以下の内容は、『平成19年度大学入学者選抜実施要項』に示された主要な項目、具体的には、①基本方針、②選抜方法、③選抜試験期日、④統一試験、⑤受験機会、の順に、その項目内容の変遷を見ていく。

1. 基本方針の変遷

(1) 大学入試の三原則

以下の文章は、文部省が大学入試に関して全国の大学に通知する『大学入学者選抜実施要項（平成60年度）』の前文（平成19年度からは「基本方針」と命名されている。以下では、基本方針と呼ぶ）である。①②③は原文ではなく、便宜上筆者が付けくわえたものである。

「大学入学者の選抜は、①大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を備えた者を、②公正かつ妥当な方法で選抜するように実施するとともに、③入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。」²⁾

佐々木享は、①を能力・適性の原則、②を公正・妥当の原則、③を高校教育尊重の原則と呼び、これら3つの原則をまとめて、大学入試の3原則と呼んでいる³⁾。

この大学入試の3原則は、佐々木享によって以下の通り解説されている。

「①の能力・適性の原則は、直接には大学側の要求を表現しているが、広い視野で見れば大学にたいする社会の期待と要求を反映したものと見える。②の公正・妥当の原則は、広い視野で見れば、選抜は家柄などの出身階層、親の経済力、思想・信条にかかわらず公平に行なわれるべきだとい

* 広島大学高等教育研究開発センター教授

う近代社会の競争原理を表現しているといえるが、より直接には、学力検査で一点でも低かったというならあきらめるから公正にやって欲しいという受験生側の要求を反映しているとみることもできる。③の高校教育尊重の原則が、社会一般の要求を反映していると同時に、直接には高校側の要求を反映していることはいうまでもない。つまり大学入試に関しては、大学側、受験者側、高校側のそれぞれが、現代社会では正当と認められる要求をもっているという事情が大学入試の基本原則に反映しているのである。」⁴⁾

(2) 基本方針の変更

戦後、大学入学者選抜実施要項における基本方針は、昭和45年度、昭和64年度、平成18年度の3回大きく変化している⁵⁾。

先ほどの基本方針は、昭和45年度に変更された第2版であった。昭和64年度の大学入学者選抜実施要項の基本方針(第3版)は、次の傍点を示したところが追加された。

「大学入学者の選抜は、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。(傍点筆者)」⁶⁾

個性化・多様化を進めるという教育改革の極めて重要な方向に沿って、大学入学者選抜方法を改善するという意図であった⁷⁾。

そのような意図の下、選抜方法も一部変更され、総合判定を行う場合に、「スポーツ・文化等の各種分野における諸活動を適切に評価することが望ましい。」⁸⁾の文章が追加された。

(3) 第4版の基本方針

平成18年度の大学入学者選抜実施要項の基本方針(第4版)に、以下の文章が追加された。

「また、各大学・学部は、当該大学・学部の教育理念、教育内容等に応じた入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で選抜方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。」⁹⁾

平成16年度の国立大学の法人化などにより、各大学が自主性・自律性を高めていく仕組みが整えられたことから、今後、学生に対する教育を充実させるための様々な取組と合わせて、入学者選抜においても各大学の個性や特色を反映した多様な入学者選抜が更に進められていくことが期待されており、高等学校教育との接続などにも配慮しながら、各大学においてこのような入学者選抜の工夫・改善の取組が推進されるよう、促していこうとする現れである¹⁰⁾。

2. 選抜方法の多様化

臨時教育審議会以降において、新規に提案された選抜方法に、①専門高校・総合学科卒業生選抜と②アドミッション・オフィス入試がある。以下ではこれらの選抜方法が導入・展開されていった経緯を示そう¹¹⁾。

(1) 専門高校・総合学科卒業生選抜の導入の経緯

商学・工学・農学・水産学・家政学・看護学等に関する大学・学部が、職業教育を行う専門高校や総合学科の卒業生を対象に、その専門性に着目して一般の受験生とは別枠で、受験させる専門高校・総合学科選抜が、平成8年度入試から導入されている¹²⁾。

その後、平成9年5月13日、理科教育及び産業教育審議会は、文部大臣から「今後の専門高校における教育の在り方等について」諮問を受け、専門高校における教育の在り方等について審議を行い、平成9年10月1日には、その基本的な考え方を中間まとめ、その後、当審議会は、さらに個別・具体的な改善方策について検討を重ね、平成10年7月23日、「今後の専門高校における教育の在り方等について（答申）」を取りまとめた¹³⁾。

その答申において、近年、技術革新、国際化、情報化、少子高齢化等により、我が国の社会は大きく変化してきており、それに伴い就業構造の変化や職業生活において必要とされる専門能力の高度化が進んでいるという状況の中で、今後の専門高校が担うべき役割として、自ら考え、判断し行動できる資質や能力を持つとともに、高度の専門的な知識や技術・技能を有する人材（スペシャリスト）の基礎を培うことが期待されていることが指摘された。

このような期待にこたえ、専門高校の教育内容や指導方法等の一層の改善・充実を図っていくための課題として、「生涯学習の視点を踏まえた教育の在り方を考えていく」「新たな教科の創設を含め、教育内容の見直しを更に進める」「生徒一人一人の個性を育て伸ばしていく教育を一層推進していく」「地域や産業界と連携した教育の在り方を考えていく」の4点が指摘された¹⁴⁾。

このように、生涯学習の視点到に立ち、継続的に専門能力の向上を図るためには、専門高校の卒業後においても継続して学ぶ場を確保することが重要である。

大学にあつては、入学者選抜において、専門高校卒業生に対する推薦入学や専門高校卒業生選抜の一層の拡大、専門高校において取得した職業資格等の重視、入試での職業科目の出題などの配慮・工夫が求められた。同時に、個々の学生の個性やニーズに対応したきめ細かな教育を行うため、補習教育の実施や専門高校での学習成果を踏まえたカリキュラムの工夫を行うなどの配慮も指摘された。

(2) アドミッション・オフィス入試

第15期中央教育審議会は、平成7年4月、与謝野馨文部大臣から「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」諮問された際、①今後における教育の在り方及び学校・家庭・地域社会の役割と連携の在り方、②一人一人の能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善、③国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方、の3つの検討事項が示された。平成8年7月に第一次答申が¹⁵⁾、平成9年6月に第二次答申がとりまとめられた¹⁶⁾。

大学と高校の接続の問題は、第一次答申後、その趣旨を踏まえつつ、[ゆとり]の中で[生きる力]をはぐくむことを目指し、個性尊重という基本的な考え方に立って、いかにして一人一人の能力・適性に応じた教育を展開していくかという観点から審議が進められ、第二次答申においてまとめられている。

特に、学力試験を偏重する入学者選抜から、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化への一層の転換が答申された。

このように、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化、特に、総合的かつ多面的な評価を重視するなどの丁寧な入学者選抜を行ったり、調査書の重視など初等中等教育の改善の方向を尊重した入学者選抜の改善を進めるためには、実施体制（アドミッション・オフィス）の整備が必要である、との答申がなされた。

これらの答申を受けて、平成13年度から、詳細な書類審査と時間を掛けた丁寧な面接等を組み合わせることによって、受験生の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判断する入試（アドミッション・オフィス入試）が導入された。

3. 選抜試験期日

最新の入学者選抜試験の期日は、現在、2月1日から4月15日まで、となっている。

この期日に統一されたのは、昭和59年度入試からである。私学の実態を考慮して、との理由が示されている¹⁷⁾。さらに、当時1月に入学者選抜をしていた大学については、高等学校教育への影響を考慮して、2月1日以降とするよう、指摘された¹⁸⁾。

なお、推薦入試やアドミッション・オフィス入試は、学力試験を課さないという条件の下、この制限の対象外である。

4. 統一試験の変遷

戦後日本における大学入試は、統一試験、各個別大学・学部で実施する学力試験、高校長が作成・提出する調査書、を中心の資料として、時に、小論文、面接、等を判合否断資料として、実施されてきた。これらの合否判断資料の中でも、統一試験のあり方は、大学、高校・受験生、社会に対して大きなインパクトを与えてきた。

本節では、臨時教育審議会で議論の対象となった統一試験である共通第一次学力試験の導入と廃止、その改善案として提案された大学入試センター試験の導入の経緯とその背景について扱う。

(1) 進学適正検査の導入と廃止

共通第一次学力試験導入の経緯についてふれる前に、その導入に影響を与えた、進学適正検査と能研テストについてまとめておく。

戦後の統一試験は、昭和23年度入試から高等教育機関への進学希望者全員に対して行われた進学適性検査に始まる。この進学適性検査と、学力検査、出身学校長の調査書等による総合判定の方式がとられていた。

この時期に統一試験が導入されたのは、米国第一次教育使節団の勧告など占領軍の強い要請に基づくものであるが、この占領軍の示唆を容易に受け入れ得る教育測定についての心理学者グループ

が存在していたことも事実であるが、それ以上に、この資質検査にも関与した西堀道雄（元国立教育研究所部長）は「戦争中の旧制中学生等の勤労働員等による正規学業の不十分、不揃いの際に、従来どおりの学力検査だけで合否を決めるのは不合理であるから、学力の基礎となる素質的、知能的な側面を検査してこれも選抜資料にしようとしたものであり、これが進適を容易に採用できた背景になっている」¹⁹⁾と述べている。

しかし、進学適性検査は、昭和29年の実施を最後に廃止された。その経緯については、黒羽亮一が次のようにまとめている。

「昭和26年ごろから、進適への批判が高まって行った。まず、これに対する予備校での準備教育や模擬試験が活発になって来た。このため学力検査との二重負担ではないかという見方が高校側に高まってきた。伝統的に学力検査を主要な選抜方法としていた大学側にもこの検査は評判がよくなり、その結果を積極的に活用しない大学もふえてきた。その結果についての科学的分析結果が公表されていないことも、廃止論に拍車をかけた。国会で取り上げられ、新聞も賛否の見解をこもごも掲載するようになった。昭和27年2月に全国高校長協会が廃止の決議を行った。続いて国立大学協会や日本学術会議でも廃止が議論された。まもなく、存続を希望するのは日本心理学会と日本応用心理学会ぐらいになってしまった。それに財政難のため、年間2,500万円という僅かな実施予算を組むにも相当努力しなければならなくなるという事情もあった。昭和28年12月、文部省は国大協の要望に基づいて、大学側6人、高校側5人、心理学者4人、学識経験者4人の委員会を設け、三回の検討ののち、昭和29年かぎり、各大学が行うのは自由だが、国が統一的に実施するのは中止することに決めた。」²⁰⁾

(2) 能研テストの導入と廃止

昭和30年代後半からの大学への進学希望者の著しい増加に伴い、特定大学への受験生の集中、受験準備教育の激化、浪人問題などの受験教育の弊害が指摘され、入試制度の改善の必要性が強く叫ばれるようになった。

これに対して、文部省、大学、高等学校三者の協力で昭和38年に財団法人能力開発研究所が設置され、学力・能力を客観的に見出す方式の開発及び共通テストの実施が行われた。昭和42年度の大学入学者選抜からこのテスト結果を合否の判定に利用できるような措置をとったが、大学側の積極的な協力支持が得られず、能研テストへの受験者数は増えず、受験料を財源としている財団の維持は困難となっていたところに、能研反対が大学紛争と結びつくようになり、将来の見通しは立たなくなって、昭和43年同研究所の事業は中止された²¹⁾。

なお、能研テストを使った調査研究として、各種選抜資料とその組み合わせが、大学入学後の学業成績とどんな関係にあるかを、わが国で初めて具体的に示すことができた。すなわち、①入学者選抜を大学の学力検査成績だけで行う場合には、妥当性の高い結果は得られない、②高校の調査書に表れた学習成績は、その評価に学校差があることを無視し、単純に各教科の設定平均値を用いるだけでも、大学の学力検査の成績だけで選抜するよりは妥当性が高い、③単一資料の妥当性は、複数資料の妥当性よりも、低いばかりでなく、学年進行による低下の割合も著しい、④総合判定に際

して調査書を用いた場合は一、二年目で高い相関関係を示す、⑤三年目に対する相関では、大学の学力検査よりも、能研の学力テストの方が高い、⑥進学適性能力テスト（知能テストに近い）は、他資料を総合的に使えば、学年進行に伴う妥当性の低下を少なくする効果がある、等の結果を得た²²⁾。

文部省は「能研テスト」の維持・発展は断念したが、このような結果もあって、多角的選抜の必要性という思想まで断念したわけではなかった。

(3) 共通第一次学力試験の導入と廃止

その後、昭和54年度に共通第一次学力試験が導入されるまでの間の入試では、とかく1回の学力検査に頼ってすべてを決定する傾向がみられ、また、各大学が独自に入試を行っていたこともあり、学力検査では高等学校教育の程度や範囲を超えた、いわゆる難問・奇問が出題された場合も少なくなく、それが高等学校教育に好ましくない影響を与えているという状況にあった。

このような現象の背景には、社会全般における学歴の偏重、特定の有名校に対する強い進学志望、各大学の歴史・沿革などからくる実質的な充実度の違い、学力をもって至上のものとする風潮など、複雑にからんだ要因があり、それらの解決のためには、総合的な対策とともに、入学者選抜方法の改善を進めることが必要と考えられた。このため、国立大学協会における長年の調査研究や昭和46年の入試改善会議の提案を経て、国公立大学において・昭和54年度入学者選抜から共通第一次学力試験を取り入れた新しい選抜方法が実施されることとなった。

共通第一次学力試験は、高等学校の段階における一般的かつ基礎的な学習の程度を問う良質な問題の確保と、各大学の第2次試験との適切な組合せによる多面的・総合的な評価を通じて、きめ細かく、丁寧な入試の実現を目指して導入され、また、共通第一次学力試験の導入と同時に、大学間格差の顕在化を避けるため、国立大学の1期校・2期校制が廃止された。

共通第一次学力試験の導入に伴い、①難問・奇問を排した良質な出題により、高等学校教育の基礎的な到達度を判定することが可能になり、②この試験を利用する各大学における第2次試験についても、学力検査実施教科数が、平均5教科から平均2教科程度に削減され、一般選抜における学力検査以外の面接、小論文、実技検査、ヒアリングの実施や推薦入学、帰国子女・社会人等の特別選抜の導入が増加するなど、選抜方法の特色ある多様化が図られてきた。

(4) 大学入試センター試験の実施

しかし、①共通第一次学力試験が原則として5教科利用とされたこと等により、いわゆる大学の序列化等が顕在化し、また、②国公立大学のみ入試改善にとどまったとの批判があるとともに、③1期校・2期校制が廃止されたことに対して国公立大学の受験機会の複数化の要請等も寄せられていたところである。

以上の経緯や臨時教育審議会第一次答申（昭和60年6月20日）の提言を踏まえて、大学入試改革協議会において、昭和60年7月以来共通第一次学力試験に代わるテストの構想等について研究協議が重ねられ、同協議会の最終報告（昭和63年2月15日）の趣旨に基づいて、平成2年度入学者選抜

から、大学入試センター試験が実施された。この試験は、大学に入学を志願する者の高等学校段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的として、国公立の各大学が大学入試センターと協力して共同で実施するものであり、各大学の判断と創意工夫に基づき、利用教科・科目数などについて自由に利用できることとされている。

5. 受験機会の複数化

戦後、国立大学の受験機会は、一期校・二期校から2校を選択して受験できる制度から、共通第一次学力試験の導入に伴って一期校・二期校の制度は廃止され、1校のみの受験へと変更され、受験生からの複数受験化への要望を受けて、「連続方式」、「分離・分割方式」による2回受験へと変更していった。

(1) 受験機会の一元化

旧国立大学における入試は、昭和54年度の共通第一次学力試験の導入と同時に、大学間の格差感を是正するため、それまでの一期校・二期校から2校を選択して受験できる制度は廃止され、旧国立大学1校のみの受験へと制度変更があった。

この制度変更が行われたきっかけは、「昭和47年2月に起こった連合赤軍の浅間山荘ろう城事件である」と黒羽亮一は以下のように示している。

「なぜこのような異常な過激派の事件がおきたか、また対策はどんなものかを審議した国会に参考人として出席したある国立大学長は、過激派を多数輩出した理由を問いただされて『二期校コンプレックス』について述べて、議員の共感を得た。これに当時の奥野誠亮文相が乗せられた形となり、文部事務当局に対して、一元化の至急実現を指示したといわれる。」²³⁾

(2) 「連続方式」の導入

受験機会の一元化に対しては、受験機会の複数化の要請が高校関係者等から強く寄せられたため、国立大学協会を中心に国立大学の入試制度の改革が検討され、昭和62年度入学者選抜から、国公立の各大学・学部が、A日程、B日程のいずれかのグループに分かれて試験を実施する「連続方式」が導入された²⁴⁾。このほか、公立大学については、C日程の大学・学部もあった。

これにより、受験生は2つの異なる大学・学部を受験することができ、両方の大学に合格した場合には、入学を希望する大学・学部を選択して入学手続きを行うことができるようになった。

しかし、受験機会の複数化に関しては、その理念・趣旨は評価されつつも、大学、受験生双方に経験の蓄積がなかったこともあり、2段階選抜による不合格者が大量に生じたことや日程別の大学のグループ分けの在り方等実施面での諸問題が残されることとなった。

昭和63年度においては、各大学への出願を共通第一次学力試験実施後に変更するとともに出願期間を2日間延長し、この間きめ細かい情報提供を行うなどの改善を図った。これにより、2段階選抜による不合格者は激減した。

(3) 「分離・分割方式」の併用

「連続方式」の導入によって、受験生は国公立大学を複数回受験できるようになったが、同じ大学・学部は一度しかうけられないため、複数化の趣旨をより適切に実現するための方途として、平成元年度入試から、「連続方式」に加えて、学部の定員を前期・後期に二分するとともに、合格発表・入学手続きも分けて行うとする「分離・分割方式」を併用することとなった。

これにより、受験生は、A日程又は前期日程で試験を実施する大学・学部から一つ、B日程又は後期日程で試験を実施する大学・学部から一つ選び、合計2つの大学・学部に出願できることとなった。ただし、前期日程の試験に合格し、入学手続きをした者は、後期日程又はB日程の試験を受験しても、合格者とはならないこととされた。

「分離・分割方式」は、受験生の立場から言えば、「連続方式」と比較して、「①強く志望する同一の大学・学部を2回受験することができるなど、受験できる大学・学部の選択組み合わせの幅が広いこと、②追加合格や2次募集の生じる余地が少ないので、合格・不合格のボーダーライン上の受験生が不安な状態で待たされることが少ないこと、などのメリットがある」²⁵⁾ことが指摘されていた。

また、大学の側から言えば、「①前期日程と後期日程の2回の試験をそれぞれ異なった選抜基準で実施することにより、多様な資質を持った学生を確保でき、大学の活性化に資すること、②多くの大学がこの方式を導入することにより、大学の序列化の顕在化を避けられること、等のメリットが考えられる」²⁶⁾ことが指摘されていた。

(4) 「分離・分割方式」への統一

その後、しばらくは「連続方式」と「分離・分割方式」が併存する複雑な制度となっていたが、その後、第14期中央教育審議会は、こうした複雑な実施方式を簡素化するとともに、大学が多様な評価の尺度を導入し、受験生の能力・適性等を多面的に判定する方向での入学者選抜の改善を進める観点から、「分離・分割方式」への統一を提言した²⁷⁾。

上記のメリット、デメリットの認識や、これらの提言もあって、「分離分割方式」を採用する大学・学部が増加するとともに、国立大学は平成9年度入試から、公立大学についても平成11年度入試から、「分離・分割方式」に統一され、今日に至っている。

さらに、受験生の選択の機会の拡大や多様な選抜方法の導入を更に促進する観点から、「分離・分割方式」の採用について、前期日程と後期日程の定員比率の適正化を含め、引き続き各国公立大学の積極的な取り組みが期待されている。

おわりに

大学入試を制度化するのに欠かせない主要項目として、①基本方針、②選抜方法、③選抜試験期日、④統一試験、⑤受験機会、等がある。本論文では、臨時教育審議会以降の変化を中心に、これらの項目の変化の内容とその背景について考察してきた。

その結果、以下の5点が明らかとなった。

- (1) 基本方針に関しては、能力・適性の原則、公正・妥当の原則、高校教育尊重の原則という3原則は堅持されつつ、臨時教育審議会の示した教育の個性化と生涯学習社会の構築に向けて大学教育を改革する、という観点から、文章が追加された。
- (2) 選抜方法も、新たに、専門高校・総合学科卒業生選抜やアドミッション・オフィス入試という、教育の生涯学習化や個性化に対応した方法が導入されてきた。
- (3) 選抜試験期日については、昭和59年度入試以降、2月1日から4月15日の間に選抜試験を実施するよう指摘されている。
試験期日の早期化が高校教育へ悪影響を与えるため、学力試験をせめて2月1日以降に実施するように試験期日は変更された。このように試験期日を変更したことは、18歳人口の減少に伴って、学生募集環境が悪化している中で、既に1月に試験を実施している私立大学への警告でもあった。
- (4) 統一試験については、共通第一次学力試験の導入によって、大学・学部間の格差が鮮明になったという逆機能を是正するため、各大学・学部の入試方針に従って科目が選択できる大学入試センター試験が新たに導入された。
- (5) 受験機会は、受験機会の複数化と評価基準の多様化が実現可能となる「分離・分割方式」へと統一された。

本論文では、大学入試を構成する5つの事項についてその内容の変遷とその背景との関係について考察してきた。その結果、大学入試の変更は、入試の3原則（①能力・適性の原則、②公正・妥当の原則、③高校教育尊重の原則）を堅持しつつ、現代教育の大きな物語（教育の個性化と生涯学習化）の実現に向けて、実施されていることが確認された。

18歳人口がさらに減少することで学生が集まりにくくなった多くの大学が学生選抜基準を下げるものが考えられる。そのことによって日本における大学教育の質が低下しないよう、今後も入試の実態に即した施策を講じていくことが重要である²⁸⁾。

なぜなら、大学教育の質を高めることが、知識社会に日本国が適応するための重要な要素の1つであるからである。

【注および引用・参考文献】

- 1) 臨時教育審議会以前の大学入試の歴史を扱った著書等に以下のものがある。

佐々木享『大学入試制度』大月書店、1984年。

増田幸一他『入学試験制度史研究』東洋館出版社、1961年。

荒井克弘「第4章 戦後大学入試の構造と課題—高等教育の量的拡大と入試の対応」中島直忠編『日本・中国高等教育と入試—二一世紀への課題と展望』玉川大学出版部、2000年、79-98頁。

- 2) 大学学術局大学課「昭和60年度以降の大学入学者選抜について」文部省大学学局『大学資料

第86号』昭和58年3月, 37頁。

3) 佐々木亨『大学入試制度』大月書店, 1984年, 8頁。

4) 佐々木亨, 上掲書, 8-9頁。

5) 昭和44年度大学入学者選抜実施要項の前文は以下の通りである。

「大学入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法で、できる限り能力のある素質のすぐれた者を選抜するように実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。」(大学学術局大学課「昭和43年度大学入学者選抜実施要項について」文部省大学学局『大学資料 第24号』昭和42年7月, 31頁。)

昭和44年度までの実施要項では、「公正かつ妥当な方法で、できる限り能力のある素質のすぐれた者を選抜する……」とあったものを、昭和45年度の実施要項でその順序を入れ替え、「できる限り能力のある素質のすぐれた者を公正かつ妥当な方法で選抜する……」と改めたのは「単に修辭学的な意味での改正というよりは、大学教育を受けるにあたいする能力・素質をもった者—大学教育適応者—を選抜するのが、大学入学者選抜の第1義的目標であり、その方法のみにとられるべきでないとの考え方が含まれているのである。」(大学学術局大学課「昭和45年度大学入学者選抜実施要項について」文部省大学学術局『大学資料 第34号』昭和45年2月, 49頁。)

6) 高等教育局大学課「平成元年度の大学入学者選抜実施要項について(通知)」文部省大学学局『大学資料 第110号』昭和64年3月, 34頁。

7) 高等教育局大学課「平成元年度の大学入学者選抜実施要項について(通知)」文部省大学学局『大学資料 第110号』昭和64年3月, 31頁。

8) 高等教育局大学課, 上掲資料, 1989年3月, 34頁。

9) 高等教育局大学課「平成19年度大学入学者選抜実施要項」文部省大学学局『大学資料 第172号』平成18年9月, 30頁。

10) 文部科学省『平成17年度文部科学白書 教育改革と地域・家庭の教育力の向上』国立印刷局, 2006年, 193頁。

11) 入学者選抜方法のその他の変更として、昭和42年度入学者選抜方法から導入された推薦入学(学力検査を免除して出身学校長の推薦に基づいて判定する)がある。(大学学術局大学課「昭和42年度大学入学者選抜について」文部省大学学局『大学資料 第20号』昭和41年10月, 35頁。)

導入の経緯は、文部省編『我が国の教育水準(昭和45年度)』によれば、「現在進学希望者に対する収容定員の比率は70~80%とかなり高いが、大学の増加に伴い、社会の大学に対する評価にますます格差が生じるようになり、わが国の学歴偏重の風潮ともあいまって、受験生がいわゆる有名大学に集中する傾向がいぜんとして続いている。そのため競争がはげしくなり、高等学校の教育活動に重大な影響をおよぼしている。このような状況を改善するために、多くの措置がとられ、戦後においても進学適性検査を加えた総合判定による選抜の実施(昭和22~29年)、選抜において、内申書を重視・活用する総合判定(昭和41年)、入学定員の一部推薦制の導入(昭和42年)などの措置がとられた。」とある。(文部省『我が国の教育水準 昭和45年度』国立印刷局, 昭和45年, 104頁。)

すなわち、受験競争の激化による高等学校教育への悪影響を改善するために推薦入学は導入されたというわけである。

なお、推薦入学制度が導入された経緯についての研究として、中村高康「推薦入学制度の公認とマス選抜の成立—公平信仰社会における大学入試多様化の位置づけをめぐって」日本教育社会学会編集委員会編『教育社会学研究 第59集』東洋館出版社、平成8年、145-165頁、がある。

- 12) 文部科学省『平成10年度 我が国の文教施策』平成10年、264頁。
- 13) 理科教育及び産業教育審議会『今後の専門高校における教育の在り方等について（答申）』平成10年7月23日。
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/12/rika/toushin/980701.htm（平成18年10月30日調べ）
- 14) 理科教育及び産業教育審議会『今後の専門高校における教育の在り方等について（答申）』平成10年7月23日。
- 15) 中央教育審議会『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）』平成8年7月。
- 16) 中央教育審議会『21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）』平成9年6月。
- 17) 高等教育局大学課「平成59年度の大学入学者選抜実施要項について（通知）」文部省大学学局『大学資料 第87号』昭和58年8月、43頁。
- 18) 高等教育局大学課、上掲論文、43頁。
- 19) 西堀道雄「文部省の進学適正検査について」日本教育心理学会編『大学入試を考える』金子書房、昭和48年、110頁。
- 20) 黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』玉川大学出版部、2001年、130-131頁。
- 21) 黒羽亮一、前掲書、131-132頁。
- 22) 黒羽亮一、前掲書、131-133頁。
- 23) 黒羽亮一『新版 戦後大学政策の展開』玉川大学出版部2001年、138-139頁。
- 24) 文部省『我が国の文教施策』昭和63年、254頁。
- 25) 金森越哉「大学入学者選抜の改善について」民主教育協会『IDE現代の高等教育 No.338 大学入試の再検討』1992年9月号、62-64頁。
- 26) 金森越哉、前掲論文、63頁。
- 27) 中央教育審議会『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申）』平成3年4月19日。
- 28) 米国を中心に、学生を中心とする大学運営として、学生募集、アドミッション、リテンション（在籍）、学生支援等一連の学生に関する業務を組織的にマネージするエンロールメント・マネージメントが盛んに調査・研究・開発されている。

A Study on the Change of University Entrance Examination System in Postwar Japan: Particularly after the Ad Hoc Council on Education in Japan (1984-1987)

Tsukasa DAIZEN*

The following are the indispensable items for institutionalizing a university entrance examination: (1) basic policy, (2) selection method, (3) date of examination, (4) common test, and (5) number of times to take the examination. In this thesis, the changes as well as the background of these indispensable items have been discussed, particularly after the establishment of the Ad hoc Council on Education in Japan.

In this thesis, the following five facts corresponding to the items were clearly revealed.

(1) With regard to the basic policy, the three principles of a university entrance examination (i.e., the principle of respect for ability and aptitude, the principle of fairness and reasonableness, and the principle of respect for senior high school education) are firmly maintained; however, certain sentences were added with the aim of reforming a higher educational system to personality of students and to construct a lifelong learning society.

(2) A new selection method focusing on *the selection of graduate students for a vocational school and an integrated course* as well as *the admission office entrance examination* were introduced with the aim of reforming a higher educational system to develop personality of students and to construct a lifelong learning society.

(3) Regarding the date of examination, after 1984, it was established that entrance examinations should be carried out as selective examinations from February 1 to April 15.

This period was selected owing to the negative influence of advancing the date of examination on senior high school education; the date was changed such that an achievement test could be conducted at least on or after February 1.

This decision to change the examination date was aimed to warn those private universities that held these examinations in January.

(4) With regard to common tests, to resolve the adverse effects of the difference between universities or departments that became clear by introduction of *the common first-stage examination, the University Testing Center Examination* that a subject could choose according to an entrance examination policy of each university / department was introduced newly.

* Professor, R.I.H.E., Hiroshima University

(5) The “*separation/division method*” was introduced to help to increase the number of times to take the examination and manage the diverse evaluation standards.

It is believed that the student selection standard of many universities has deteriorated to overcome the shortage of students owing to the decrease in the 18-year-old population.

Based on the actual facts pertaining to entrance examinations, it can be stated that adequate measures must be taken to ensure that the quality of university education in Japan does not deteriorate due to the deterioration of the student selection standard. This is because, in Japan, raising the quality of university education is considered to be one of the important elements for building the knowledge centered society.

